

2025年7月11日

「女性活躍推進法」「育児・介護休業法」に基づく情報公表について

「女性活躍推進法」および「育児・介護休業法」に基づく情報公表(2024年度実績)は以下のとおりです。

1. 男女の賃金の差異

対象期間:2024年事業年度(2024年4月1日~2025年3月31日)

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性賃金の割合)
全労働者	80.5%
うち正規雇用労働者	84.1%
うち非正規雇用労働者	106.7%

数値に関する注釈・説明

- 男女の賃金の差異とは「男性の賃金に対する女性の賃金の割合」を表します。
- 正規雇用労働者とは、定年再雇用嘱託を含む正規職員および正規職員と同一の労働時間で勤務する無期雇用の契約職員を表し、非正規雇用労働者は以外の職員(準職員・嘱託職員・パート職員)を表します。
- 賃金の対象は、基本給、超過労働に対する報酬・賞与等となり、前払退職金と通勤費は除きます。
- 休業中の職員で、勤務日数0日かつ給与の支給がない場合につきましては、人数・金額とも対象に含まれておりません。

2. 育児休業等の取得率

対象期間:2024年事業年度(2024年4月1日~2025年3月31日)

区分	男性		女性	
	正規雇用労働者	非正規雇用労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
事業年度に子が生まれた職員	3人	0人	2人	0人
うち育児休業を取得した職員	3人	0人	2人	0人
取得率	100%	—	100%	—
全体取得率	100%			

数値に関する注釈・説明

- 正規雇用労働者とは、定年再雇用嘱託を含む正規職員および正規職員と同一の労働時間で勤務する無期雇用の契約職員を表し、非正規雇用労働者は以外の職員(準職員・嘱託職員・パート職員)を表します。

以上

本件に関するお問い合わせ先
島根中央信用金庫
人事部 人事課
Tel (0853) 20-1000



※ 「ユースエール認定制度」とは、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。

